

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第6号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の3の見出し中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条各号列記以外の部分中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に、「同号イ」を「同号ウ」に改め、同条第1号及び第2号中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改める。

第2条第1項中「育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合にあつて」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合
- (3) 第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第2条第2項中、「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に改める。

第4条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1か月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限

る。)

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当している育児休業

2 第2条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則 平成19年3月1日 規則第13号	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則 平成19年3月1日 規則第13号
(育児休業条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合に該当する場合) 第1条の3 育児休業条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、 <u>同号ウ</u> に掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。 (1) 育児休業条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合 (2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合 ア～エ (略)	(育児休業条例第2条の3第3号イの規則で定める場合に該当する場合) 第1条の3 育児休業条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、 <u>同号イ</u> に掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。 (1) 育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合 (2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合 ア～エ (略)
(育児休業の承認の請求手続) 第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1か月(次に掲げる場合は、2週間)前までに行うものとする。 (1) <u>当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u> (2) <u>育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合</u> (3) <u>育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日</u>	(育児休業の承認の請求手続) 第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、 <u>育児休業を始めようとする日の1か月(育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合にあっては、2週間)前までに行うものとする。</u> (新設) (新設) (新設)

新	旧
<p><u>が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合</u></p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、<u>任期を定めて採用された職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りではない。</u></p> <p>(育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p>第4条 <u>育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1か月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業</u></p> <p><u>(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当している育児休業</u></p> <p>2 <u>第2条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</u></p>	<p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、<u>非常勤職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りではない。</u></p> <p>(育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p>第4条 <u>第2条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。